高知家健康づくり支援薬局看板イメージ等の使用に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、「高知家健康づくり支援薬局認定制度実施要領」(以下「要領」という。)第15に基づく「高知家健康づくり支援薬局看板イメージ」及び「高知家の薬剤師ロゴ」(以下「看板イメージ等」という。)の適正な使用を確保するために必要な事項を定め、高知家健康づくり支援薬局(以下「高知家の薬局」という。)の普及啓発を行うことを目的とする。

(デザイン等)

- 第2条 看板イメージ等のデザインは、別紙のとおりとする。
- 2 看板イメージ等は、みだりに改変してはならない。

(著作権)

第3条 看板イメージ等に関する著作権は県に属する。

(看板イメージ等の交付)

第4条 県は、高知家の薬局の開設者及び高知家の薬剤師に対し、看板イメージ等を電子 ファイルにより交付することができる。

(使用の基準)

- 第5条 高知家の薬局の開設者及び勤務する薬剤師は、要領に基づく認定を受けた薬局のホームページ、高知家の薬局の活動等をPRする資材、名刺等に看板イメージ等を使用することができる。
- 2 看板イメージ等の使用料は無料とする。

(使用の届出)

- 第6条 看板イメージ等の使用にあたり、県への届出は不要とする。
- 2 前項にかかわらず、県が使用状況の把握を目的として調査する時は、看板イメージ等 の使用者は調査に協力するものとする。

(使用期間)

第7条 看板イメージ等を使用することができる期間は、要領第9に規定する薬局における認定期間内とする。

(使用の停止)

第8条 要領第12の規定により認定の辞退を行った場合、又は要領第13の規定により認定

を取り消された場合には、速やかに看板イメージ等の使用を停止しなければならない。

(経費等の負担)

第9条 県は、看板イメージ等使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を 負担しない。

(その他)

第10条 その他、本使用規定に定めのない事項については、高知県が別に定める。

附則

この規定は、平成28年9月1日から施行する。

(別紙) デザイン等

・タテョコ比率の変更は行わないこと

<高知家健康づくり支援薬局看板イメージ>



<高知家の薬剤師ロゴ>

